

にし阿波事業者商談力等強化支援ツアー運営事業
委託業務に係る質問と回答（令和7年5月20日時点）

番号	質問	回答
1	仕様書1P 3-(1)-ア 県内外の流通業者はどのような業態を想定しているか。	小売・卸売・通信販売のバイヤーなど管内事業者の販路開拓や商品改良に向けた助言や改善提案に柔軟に対応できるよう、幅広い業態からアドバイザーを招へいすることを想定しています。
2	仕様書1P 3-(3)-イ ツアーの移動手段について、マイクロバス等をチャーターすることは可能か。 ※仕様書3P 4-(4)-キに移動は可能な限り公共交通機関を利用することとあるため。	ツアーの実施にあたり、公共交通機関の利用では円滑な運営ができないと認められる場合はマイクロバス等をチャーターすることは可能です。
3	仕様書2P 4-(2) 事業費の旅費にツアーの移動費も含まれるか。 ツアーの移動でマイクロバスを利用した場合、チャーター代は事業費の旅費となるか。	御質問の費用については、本事業の対象経費に含まれます。（マイクロバス等のチャーター代は旅費ではなく需用費に該当します。）